平成２７年（フ）第７６１号
千葉県船橋市海神町西１丁目1103番地４
債務者　羽沢南美江
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７８８号
千葉県市川市新井３丁目２番18号　（プライムハウス101号）
債務者　菅野　傑
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８２４号
千葉市若葉区加曽利町33番地　マルスピア301号
債務者　髙野　博之
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８４５号
千葉市稲毛区六方町124番地22　メゾンＳ－Ⅲ102号
債務者　中村　勝彦
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８５１号
千葉市中央区要町２番１号　ウオンズ東千葉507号
債務者　尊田　雅夫
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８８０号
千葉市花見川区花見川２番３棟111号
債務者　榎原　久雄
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９４３号
千葉県市原市若宮４丁目16番地27
債務者　早坂よしえ
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３３２号
岐阜市柳津町丸野４丁目74番地　（ピュアタウン91　105号室）
債務者　川田　良平
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２３３号
長崎県長崎市油木町17番13号
債務者　福田みさき（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
長崎県長崎市けやき台町９番７号
債務者　小山平八郎
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
長崎県長崎市けやき台町９番７号
債務者　小山　道代
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
長崎県長崎市琴海形上町1478番地１　コーポ𠮷松１Ｆ
債務者　大塚登美子（旧姓瀬戸口）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３９号
沖縄県豊見城市字嘉数44番地　丸喜アパート105号
債務者　友寄　慶子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２８号
千葉県館山市上真倉92番地の49
債務者　戸田由加乃
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第１９１８号
横浜市神奈川区大口仲町184番地19　サカイハイツ103
債務者　上原　謙一
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２１号
横浜市金沢区富岡東５丁目３番13号
債務者　上平　英樹
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２２号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目31番23―301号
債務者　藤井　玲菜
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部